

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

法令等遵守の態勢

コンプライアンスとは、日常業務を行うにあたり法令や法令に基づく各種のルールや庫内規程、社会的規範を遵守することをいいます。当金庫が、地域社会の一員として地域の皆さまに信頼していただくためには、コンプライアンス態勢の強化に努めることが最も重要であると考えております。

当金庫の取組姿勢

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき、当金庫の業務の適正を確保するため「内部管理基本方針」を制定し、コンプライアンス態勢の整備に取り組んでおります。

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき当金庫及び当金庫の子法人等からなる集団（以下「当金庫グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部管理」という。）を整備しています。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 5. 当金庫グループにおける業務の適切性を確保するための体制 | <ol style="list-style-type: none"> 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項 8. 当金庫グループの役職員が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制 9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
|--|--|

当金庫は今後とも、コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども結城信用金庫は、社会的責任と公共的使命を果たすため、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。 |
|---|---|

金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は24ページ参照）またはリスク統括部（電話：0120-208-705）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部または一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所（9～17時、電話：03-5524-5671）」にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉県弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図るものとします。

1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、経営理念・経営方針のもと、お客さまの資産形成および資産運用に関する業務において、お客さまの最善の利益を追求し、お客さまの家計の長期・安定的な資産形成をサポートするため、以下の基本方針に基づき、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

【顧客の最善の利益の追求】

1. お客さまの最善の利益を追求することを最優先に、お客さま本位の業務運営を徹底してまいります。

【お客さまにふさわしいサービスの提供】

2. お客さまの家計の長期・安定的な資産形成に合う商品・サービスの充実に努めてまいります。
3. お客さまに寄り添ったアフターフォローを実施してまいります。

【重要な情報の分かりやすい提供】

4. お客さまの立場に立って適切な情報をわかりやすく説明してまいります。

【手数料等の明確化】

5. 手数料等の重要情報を、お客さまへ丁寧にわかりやすく説明してまいります。

【利益相反の適切な管理】

6. お客さまの利益が不当に害されることがないように、お客さまとの利益相反管理を適切に実施してまいります。

【職員に対する適切な動機づけの枠組み等】

7. お客さま本位の業務運営を徹底するための人材育成や態勢整備に努めてまいります。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

セキュリティ対策（取引の安定性確保）の強化

(1) マネロン対策機能の充実・強化

当金庫はマネロン対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、リスク統括部を統括部署、リスク統括部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

(2) 金融犯罪防止（特殊詐欺・不正利用）への適切な対応

IBやATMを利用した特殊詐欺などの金融犯罪は年々高度化、複雑化しています。今後もこうした金融犯罪対策を継続して強化してまいります。